

東京都立王子総合高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 本校教職員は、いじめ防止及び早期発見に学校全体として取り組むとともに、「いじめは絶対に許されない」「いじめは犯罪にもなり得る」という認識のもと、生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する。
- (2) 単にいじめが起きている現状への対応やいじめ防止だけでなく、全ての教職員が、生徒一人一人が共生社会の一員として健全な成長ができるよう、豊かな心の育成をめざした教育活動を推進する。
- (3) この基本方針は、本校「学校いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせて、修正等を加えるものとする。
- (4) 保護者及び地域等と緊密な連携を取り、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、必要に応じて本校の「学校いじめ対策委員会」の方針について、学校運営連絡協議会の意見等を反映する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、東京都教育委員会、警察、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校は、法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針の策定及び年間計画の企画と実施
- いじめの未然防止といじめへの対応方針の決定
- 教職員研修及び生徒向け研修の年間計画の策定及び取り組みの進捗状況の検証
- 具体的事例に関する情報の集約、記録の作成及び対応

ウ 会議

「学校いじめ対策委員会」の会議は、定例会議をふれあい月間前後または学期に 1 回行い、具体的事例が発生した場合は、解決まで必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、養護教諭、各年次主任、スクールカウンセラーとし、必要に応じて、主幹教諭、当該担任、部活動顧問、その他校長が認める者とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校は、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止基本方針の策定及び年間計画の企画と実施への支援
- いじめの未然防止といじめへの対応方針への支援
- 教職員研修及び生徒向け研修の年間計画の策定への支援
- 具体的事例に関する情報の集約、記録の作成及び対応への支援

ウ 会議

学校サポートチームの会議は、学校いじめ対策委員会の求めに応じて開催し、具体的事例が発生した場合は、解決まで必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者代表（PTA 会長）、学校運営連絡協議会委員、警察職員（スクールサポーター）、必要に応じて、北区児童相談所児童福祉司、シニアスクールカウンセラー等の参加を求める。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 授業をはじめとして、校外学習、部活動など全ての教育活動を通して、自分たちで仲間を作り、その仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、全ての生徒が達成感を得ることができるような集団づくりを進める。
- イ 全ての生徒が、自分は認められている、誰かの役に立っている、誰かに必要とされている、という思いを持つことで自分に自信を深め、他者を安易に傷つけない、他者を尊重する態度を身に付けさせる。
- ウ 日頃から「SOS の出し方の教育」を推進し、都からの生徒用保護者用「心の悩み相談窓口」リーフレットを

周知する。

- エ 生徒・保護者のみならず、学校HPに「いじめ防止基本方針」を掲載し、周知徹底を図る。
- オ 授業や部活動など全ての教育活動を通して、いじめを見逃さない体制づくりを行う。
- カ いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、周囲で傍観している行為もいじめを容認することにはかならない。学級活動や生徒会活動を通して、いじめに関する課題に向き合い、いじめを許さず、阻止する強い意識と自浄作用が働く集団づくりに取り組む。
- キ いじめ防止を通して、社会における決まりやルールを守ることの大切さを理解させ、法規範を順守し、道徳観・倫理観の備わった社会人の育成を図る。

(2) 早期発見のための取組

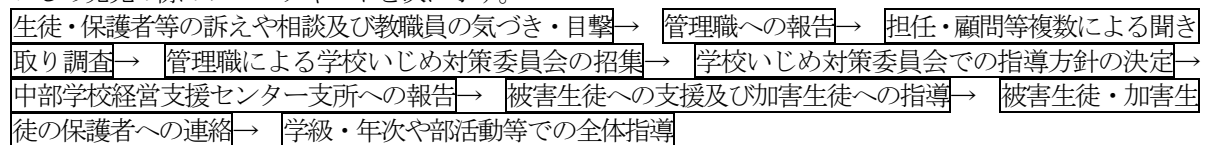
- ア 生徒の交遊関係や人間関係の把握に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員間で積極的な情報交換や情報の共有を図る。
- イ 普段から生徒の行動に目を配り、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。また、定期的なアンケートや教育相談を実施し、実態把握に取り組む。その際には、生徒のプライバシーに十分配慮する。
- ウ 全ての教育活動におけるあらゆる場面で教育相談の機会を設け、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるとともに、「いじめ相談窓口」の周知徹底を図る。

(3) 早期対応のための取組

- ア 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、生徒・保護者の気持ちに寄り添い、真摯に聞き取りを行うとともに、「学校いじめ対策委員会」の方針をもとに生徒部、年次等で組織的に対応する。
- イ 発見した教職員や通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告後、直ちにいじめ対策委員会を開催し、指導方針を決定した上で、慎重に当該生徒の双方や周囲の生徒から個々に事情を聞き取り、いじめの事実の確認を行う。指導方針の共通理解の下で生徒、保護者に対応をし、事案に応じて中部学校経営支援センター支所や関係諸機関と連携を取る。
- ウ いじめられた生徒には、その生徒にも責任があるという考えではなく、「あなたは悪くない」ことを明確に伝え、不安や恐怖心を取り除くようにする。また、いじめた生徒に対しては、いじめが人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かし、中には暴力行為や誹謗中傷など犯罪行為として取り扱われるべきものもある、非人道的な行為であることを十分に理解させ、いじめられる側の気持ちを認識させる。いじめのそれぞれの保護者には、都立学校いじめ防止基本方針に基づき、速やかに事実関係や今後の指導方針を伝え、その後も適宜経過報告を行う。
- エ ネット上のいじめへの対応について、ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。とともに、学校いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合ケア等必要な措置を講ずる。

(4) 重大事態への対処

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた場合は、速やかに中部学校経営支援センター支所に報告をし、連携して事実関係の調査及び対応を行う。
- イ 上記の調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、必要な情報を速やかに適切に提供するなどの誠意ある対応を行う。
- ウ いじめた生徒に対しては、必要な教育上の指導や法的な措置もありうるという姿勢で臨む。
- エ いじめ発見の際のフローチャートを次に示す。



※必要に応じて、学校サポートチームの支援を受ける。

5 教職員研修計画

- (1) 企画調整会議、職員会議において毎回生徒情報の共有化を図る。
- (2) 「ふれあい月間」実施時または学期ごとに職員会議後に年3回の研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校通信や保護者会における情報提供と啓発活動を実施し、学校や都の方針を周知する。
- (2) スクールカウンセラーによる保護者相談を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会委員や防災教育推進委員会を活用し、教育関係者、地域自治会長、警察、消防と連携し、児童相談所や子ども家庭支援センター等とも必要に応じて情報共有を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止等に関する学校評価アンケートを実施する。
- (2) 学校評価アンケート結果に対する具体的な対応を行う。
- (3) 学校評価結果から本基本方針の改善方策を検討する。